

平成 2 2 年 第 2 3 回 公安委員会 開催状況

開催日時 平成 2 2 年 6 月 1 7 日 (木) 午前 9 時 3 5 分 ~ 午前 1 1 時 3 0 分

開催場所 警察本部

第 1 定例会議

1 開催時間 午前 1 0 時 3 0 分 ~ 午前 1 1 時 0 5 分

2 出席者

公安委員会 秦野委員長 渡辺委員 井手添委員

警察本部 岡本警務部長 佐々木首席監察官 永田刑事部長
濱澤交通部長 田子警備部長 加藤警察学校長
平島情報通信部長 藤田生活安全部総括参事官
(事務局等 ~ 灘部広報官、奥村補佐)

3 報告事項

第 2 2 回参議院議員通常選挙に伴う県下警察署長等会議の開催 (警務部)
平成 2 2 年度鳥取県警察柔道・剣道・逮捕術大会の開催結果 (警務部)
メンタルヘルス対策の実施状況 (警務部)
第 2 3 回鳥取県防犯少年柔道・剣道大会の開催 (生活安全部)
運転免許証の様式変更 (交通部)
鳥取県情報通信部初動警察通信活動方針の策定 (情報通信部)

(1) 第 2 2 回参議院議員通常選挙に伴う県下警察署長等会議の開催 (警務部)

警察本部から、

第 2 2 回参議院議員通常選挙に伴う県下警察署長等会議の開催について御報告する。

開催日時は、6月18日(金)午後1時30分から午後4時20分までの間であり、警察本部5階大会議室で開催する。

出席者は、本部長、各部長、署長等約60人である。

協議事項は、第22回参議院議員通常選挙における違反行為の取締りについてである。

なお、本日午前10時、第22回参議院議員通常選挙取締り本部を県警本部及び各警察署に設置した。

との報告があった。

(2) 平成22年度鳥取県警察柔道・剣道・逮捕術大会の開催結果(警務部)

警察本部から、

平成22年度鳥取県警察柔道・剣道・逮捕術大会の開催結果について御報告する。

大会は、6月8日(火)午前9時20分から午後4時10分まで、鳥取市武道館で開催された。

大会結果であるが、柔道・剣道団体試合はA組とB組に分かれて行った。

A組は、柔道が警察学校対米子警察署で決勝戦を行い警察学校が優勝、剣道は警察学校対倉吉警察署で決勝戦を行い警察学校が優勝した。

B組は、柔道が八橋警察署対境港警察署で決勝戦を行い八橋警察署が優勝、剣道は境港警察署対智頭警察署で決勝戦を行い境港警察署が優勝した。

逮捕術団体試合についても、A組とB組に分かれて行い、A組が倉吉警察署対米子警察署で決勝戦を行い倉吉警察署が優勝、B組は境港警察署対八橋警察署で決勝戦を行い境港警察署が優勝した。

柔道・剣道個人試合であるが、柔道は、「二段以上の部」の優勝、第2位とも警察学校の巡査であった。

「初段以下の部」は、優勝が倉吉警察署の巡査長であった。

剣道は、「三段以上の部」の優勝、第2位とも警察学校の巡査であった。

「二段以下の部」は、優勝が倉吉警察署の巡査であった。

各所属とも本大会に向けた特別術科訓練を実施し、選手の気力・体力の充実と術科技能の向上に努めた。

今後とも夏季・冬季の特別術科訓練を実施する等、年間を通じた訓練により現場執行力の強化を図っていく。

本大会では、6人に対し術科功労者表彰を行い、そのうち、剣道八段昇段功労で教養課の警部補も表彰した。

この表彰については新聞に大きく掲載され、警部補は、「八段昇段を目標に頑張ってきたので嬉しい。剣道を通じた若手の育成そして私自身も老いても強しと言えるよう精進していきたい。」とコメントしている。

との報告があった。

委員から、

この大会は、柔道も剣道も男女混合で行われていたので、女性は少し不利のような気がして気の毒だと感じた。

しかし、女性選手の皆さんが元気に競技されていたので、いざという時の現場執行力の強化のために、是非また頑張ってください。

との発言があった。

委員から、

どのような基準でA組とB組に分けているのか。

との発言があり、警察本部から、

組分けは、署員規模により分けている。

A組は大規模警察署等で、本部を2つ分けたAチームとBチーム、警察学校、鳥取警察署、倉吉警察署、米子警察署であり、B組がその他の小規模警察署等である。

との説明があり、他の委員から

いずれは女性の部ができるようになるかもしれない。

との発言があった。

(3) メンタルヘルス対策の実施状況(警務部)

警察本部から、

メンタルヘルス対策の実施状況について御報告する。

6月10日付の日本海新聞に、精神性疾患が原因で長期休業した鳥取県職員が多いという記事が掲載された。

この記事によると、

県職員は、昨年度にうつ病などの精神性疾患で30日以上休んだ職員は42人、そのうち新規休業者は21人と大変厳しい状況である。

職員10万人あたりに換算すると、患者は1,414.4人と全国平均の964.6人を大幅に上回っている。

県教職員についても同様で、長期休職者は39人、そのうち新規休職者は18人で、教職員全体に占める出現率は0.63%、10万人あたりに換算すると630人である。

という深刻な状況であり、これに対応していくため生活習慣・ストレス測定を導入するというものであった。

この記事を踏まえ、当県警の場合について御報告する。

当県警における精神性疾患による長期休業者であるが、平成17年が1人、平成18年が9人、平成19年が4人、平成20年が5人、平成21年が9人である。

これを鳥取県警、全国警察、知事部局それぞれを職員10万人あたりの人数で見ると、知事部局は1,400人前後で推移しており、鳥取県警は年によってばらつきがあるが、おおむね全国警察と同様で、平成21年度は640.1人で、全国警察の543.7人より若干多いが、過去5年間はおおむね500人前後である。

先般行われた全国総務警務部長会議においても、全国警察においてメンタルヘルス対策が大きな課題とされた。

全国警察で心の病にかかっている人は、平成16年が794人であったが、平成21年は1,566人と大幅に増加している。

当県警でのメンタルヘルス対策であるが、平成19年4月に、「鳥取県警察職員のメンタルヘルス管理要領」を制定し、心の病にかかっている疑いの

ある者についてメンタルヘルスマネジメントカードを作り、組織として適切に対処している。

今年の5月末時点で、メンタル疾患の職員は13人である。

これらの職員に対する対応として、部外カウンセラーを活用している。

現在、県下の東・中・西部にそれぞれ1人ずつ部外カウンセラーを置いている。

東部は鳥取医療センター、中部は倉吉病院、西部は井上クリニックの医師に部外カウンセラーを依頼しており、平成21年度中には21件の相談があった。

また、幹部職員対象のメンタルヘルスマネジメント教養として、幹部職員を対象にした研修会の実施、メンタルヘルスマネジメント実践用図書配布等、部下のメンタルヘルスマネジメント対策に関する教養を実施している。

一方で、長時間勤務者に対する指導として、各所属の長時間勤務者を組織的に把握するとともに、法で定めた産業医4人による面接指導等を実施している。

昨年は、警察署等に51回出向き、2か月の平均が80時間、又は1か月の勤務時間が100時間を超える長時間勤務者26人に対する面接指導を実施した。

また、平成17年度から、全職員を対象に心の健康状態を自覚するための「メンタルヘルスマネジメントチェック」を実施し、その結果について各職員に通知している。

職務復帰支援については、「職務復帰支援実施要項」を制定し、メンタル疾患により療養中の職員の円滑な職務復帰支援と再発防止対策を実施している。

平成21年度中には3人について支援した。

今後の対策であるが、6月4日付「組織的な健康管理対策の推進について」という通達を受け、メンタルヘルスマネジメント対策を全国警察の課題として取り組んでいく。

この通達は、

私傷病による長期休業者は毎年度延べ4,700人あり、平成21年度は全国警察の約1,600人が一年を通じて休業しているという大変厳しい状況である。

健康管理対策は単なる福利厚生施策ではなく、人的基盤の整備を図るものであり治安対策そのものであるという認識をもって臨んでほしい。

という内容であった。

との報告があった。

委員から、

統計は平成17年からであるが、平成17年以前は今と比べてどうか。

との発言があり、警察本部から、

統計をとっていないので具体的な数字は分からないが、感覚的に大きな差はない。

との説明があり、委員から、

昔から精神性疾患等の長期休業者はあるということか。

との発言があった。

警察本部から、

平成21年における県警の長期休業者9人は、警察官が4人、一般職員が5人で、一般職員が若干多い。

過去5年間では延べ18人が長期休業しているが、そのうち警察官が9人、一般職が9人である。

との説明があり、委員から、

特に警察官が多いわけではないようなので、勤務の特殊性は関係ないのだろう。

との発言があった。

警察本部から、

男女別では、昨年の長期休業者9人は、男性6人、女性3人で、過去5年間の休業者18人は、男性14人、女性4人であった。

年齢別では、30代2人、40代3人、50代4人で、警察官は50代が3人と若干多かった。

原因別では、仕事関係が一番多く、昨年の休業者9名は、仕事関係が7人、人間関係が1人、身体的疾病が1人で、過去5年間の休業者18人では仕事関係が13人であった。

との説明があり、委員から、

仕事関係というのは具体的にはどのような理由か。

との発言があり、警察本部から、

異動で全く経験したことのない部署に変わると、仕事内容が全く分からない状態からのスタートになるため、大変苦労するというのが大きな理由である。

との説明があり、委員から、

それは辛いかもしれない。

との発言があり、警察本部から、

職員一人一人の状態を見ながら対策をしていく。

との説明があった。

委員から、

県職員の精神性疾患の原因として、おそらく勤務の超過も一つの要素であると思う。

警察は現場がある仕事なのでやむを得ず長時間勤務することもあると思うが、警察官の長期休業の原因と長時間勤務は関係あるか。

との発言があり、警察本部から、

過去5年間をみると、長時間勤務が長期休業の原因ではない。

との説明があり、委員から、

警察の勤務状態は、メンタル面では良好であるということだろう。

との発言があり、続いて他の委員から、

長期休業者をそのまま放置するのではなく、どうやって支援していくかが問題である。

との発言があった。

(4) 第23回鳥取県防犯少年柔道・剣道大会の開催（生活安全部）

警察本部から、

第23回鳥取県防犯少年柔道・剣道大会の開催について御報告する。

開催の目的は、柔道・剣道の試合を通じて、少年の健全育成を図るために実施するものである。

この大会は、昭和63年に全国大会予選として開催して以降、今回で23回目である。

開催日時は、6月19日（土）午前10時から午後2時までの間で、鳥取市武道館で行われる。

大会の主催は社団法人鳥取県防犯連合会で、大会当日は会長の竹内鳥取市長が出席予定である。

共催は鳥取県警察本部で、大会当日は生活安全部長等7人の役員が出席する。

後援は、鳥取県教育委員会、鳥取県柔道連盟、鳥取県剣道連盟、鳥取県剣道道場連盟、鳥取県少年健全育成指導員連絡協議会で、大会当日は各連盟等の会長が出席予定である。

参加チームであるが、柔道は13チーム88人で、前回の11チームと比べて2チーム増えている。

剣道は14チーム85人で、前回の13チームと比べ1チーム増えている。

チーム編成は、7人選手登録し、小学生5人による団体戦で、1試合は2分30秒である。

試合方式はトーナメント方式で行われる。

表彰については、1位、2位、3位決定戦は行わず3位は2チームを表彰することとしている。

との報告があった。

委員から、

全県下から選手が来るのか。

との発言があり、警察本部から、

そのとおりである。

との説明があり、続いて警察本部から、

このような大会で柔道・剣道が好きな子供達が育ち、将来的に鳥取県警に来てくれればと思っている。

との説明があった。

(5) 運転免許証の様式変更 (交通部)

警察本部から、

運転免許証の様式変更について御報告する。

道路交通法施行規則の一部が改正されることにより、運転免許証の様式が大きく2点変更される。

1つ目は運転免許証表面の本籍欄の削除である。

本年1月に、全ての都道府県においてICカード運転免許証が導入されたことに伴い、運転免許証表面の本籍欄の記載がされなくなったため削除されるものである。

2つ目は、裏面に臓器提供の意思表示欄が設置されることである。

本年7月17日に施行される臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律には、「臓器を提供する意思の有無を運転免許証又は医療保険の被保険者証等に記載することができる。」と規定されることから、運転免許証裏面の備考欄を狭くし、その下に臓器提供の意思表示欄を設けるものである。

臓器提供の意思表示欄に記入するかしないかは自由である。

臓器提供の意思表示欄の記入方法であるが、

臓器提供の意思の有無を明記する。

臓器提供の意思がある場合は、提供したくない臓器についても明記する。

特記欄は、親族の優先提供を希望する人が「親族優先」と記載する。

自筆署名、署名年月日を記載する。

これらすべてが記載されたことにより意思表示が完了したことになる。

この意思表示については、専用の保護シールを貼付することにより、プライバシーを保護する措置が講じられることになる。

施行期日は7月17日であるが、業者の印刷が間に合わないため、本県では秋ごろから発行予定である。

今後の対応であるが、更新時講習時に説明するとともに、県警ホームページ、交番・駐在所速報及び各種交通安全講習会を通じて広報を行う。

との報告があった。

委員から、

7月17日の全国での施行期日と鳥取県での発行時期にずれがあるが、その間の対応はどうするのか。

との発言があり、警察本部から、

7月17日の施行期日から対応できる都道府県警はない。

各都道府県警ごとに契約している印刷業者メーカーによって異なるが、全国的に秋ごろからの発行がほとんどである。

発行が遅れることについては、印刷業者が間に合わない、ということで説

明をしていく。
との説明があった。

委員から、

本籍は運転免許証から削除されたが、ＩＣカードに情報が入っているのか。
との発言があり、警察本部から、

ＩＣカードに情報として入っている。
との説明があった。

(6) 鳥取県情報通信部初動警察通信活動方針の策定 (情報通信部)

警察本部から、

鳥取県情報通信部初動警察通信活動方針の策定について御報告する。

方針策定の経緯であるが、平成 22 年 3 月 29 日付、警察庁から「初動警察活動を強化するための機動警察通信隊活動の推進について」が発せられた。

これは、初動警察活動を強化するための現場映像伝送を主とする機動警察通信隊活動を県警察と連携の上、積極的に推進するようという内容の通達である。

これを基に、全国の情報通信部が同じように活動方針を策定し、鳥取県情報通信部としても活動方針 (案) を策定したものである。

活動開始時期は、6 月下旬である。

出動地域であるが、初動的な警察活動に資する映像を提供する観点で、機動警察通信隊長が事案の重大性、映像の必要性等を判断して出動範囲を決定する。

現場映像伝送手順であるが、無線通話による 110 番指令の聴守、又は県警察からの要請によって機動警察通信隊長が機動警察通信隊員 3 人を出動させ、現場に赴いた同隊員は現場責任者の了解を得たうえで事案現場に立入り等して、撮影した映像を本部通信指令課に伝送する。

映像を受信した通信指令課は、県費で整備している初動警察強化システムを活用して本部内関係所属、管轄警察署に映像を送信するという仕組みである。

との報告があった。

委員から、

事件事故はもちろんであるが、災害の場合も対応するのか。

との発言があり、警察本部から、

そのとおりである。

との説明があり、委員から、

災害現場に出動させる隊員は、気を付けて出動させないと二次災害にあらう可能性がある。

現場の映像が見ることができると口頭で伝える電話とは全く違い、警察活動をするうえで非常に有効である。

気を付けて現場に出動し、正しく運用していただきたい。
との発言があった。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

警察本部から、道路交通法に基づく意見の聴取2件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し、量定を決定した。

2 事前説明

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反事件
- ・ 犯罪被害給付制度に基づく遺族給付金支給裁定

3 聴聞

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反事件

4 報告

第一回指定自動車教習所学科教習競技大会のDVD視聴

5 公安委員間の事前検討・協議等

6 補佐室からの事務連絡等

補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。

Vertical line on the left side of the page.

Vertical line on the right side of the page.

